



審判官・理事官の第2次募集について

平成25年10月15日
海難審判所

1. 職 種 : 審判官 [海難審判を主宰し、裁決を行う。]
理事官 [海難を調査し、審判開始の申立てを行い、審判に立会い、裁決を執行する。]
2. 勤 務 先 : 各地方海難審判所 (函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇)
3. 待 遇 : 一般職の国家公務員 [行政職(一)] 65歳定年
4. 応 募 資 格 : 昭和34年4月2日以降に生まれた者で、以下の(1)~(3)のいずれかの要件に該当する者
 - (1) 一級海技士(航海)の免許を受けた後、2年以上、次のいずれかの船舶の船長の経歴を有する者
 - ① 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶
 - ② 第三種の従業制限を有する漁船
 - ③ 総トン数1000トン以上の船舶
 - (2) 次のいずれかの職の経歴を通算5年以上有する者
 - ① 行政職俸給表(一)の4級以上の海事に関する事務を所掌する職
 - ② 海事補佐人
 - ③ 公安職俸給表(二)の4級又はこれに相当すると認められる級以上の海上保安官
 - ④ 専門行政職俸給表の3級以上の船舶検査官、海技試験官、船舶事故調査官又は地方事故調査官
 - ⑤ 大学、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航海訓練所、海上保安大学校、旧水産大学校又は旧海技大学校の船舶の運航に関する学科の教授又は准教授
 - (3) 簡易裁判所判事の任命資格を有する者
5. 採 用 予 定 数 : 若干名
6. 採 用 予 定 日 : 平成26年4月1日
7. 応 募 方 法 : 下記の書類等を郵送(直接持参も可)
 - (1) 履歴書(市販のもの可。写真貼付)
 - (2) 上記4.の応募資格を証明するもの
 - (3) 「審判官・理事官を志望するにあたって」と題する小論文(800文字以内)提出先 海難審判所総務課総務係
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話 03-5253-8821 (内線55113又は55114)
締切日 平成25年11月29日(金)必着
8. 選 考 方 法 : (1) 一次選考【書類審査】
(2) 二次選考【面接試験】(一次選考合格者に別途連絡します。)
面 接 日 : 平成25年12月上旬
面 接 場 所 : 海難審判所
(3) 合格通知 平成25年12月中を目途に本人あて通知
9. そ の 他 : (1) 応募書類は、合否の結果にかかわらずお返しできません。
(2) 採用にあたっては、現在所属する会社等の同意が必要となります。
(3) 日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定に該当する者は、応募できません。